

令和6年度医療費分析業務仕様書

1 業務の名称

令和6年度医療費分析業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における被保険者の医療費の適正化を図るため、健康医療情報を活用し、疾病構造、医療費の現状を市区町ごとに分析・比較し、被保険者の健康課題を明確にするとともにその結果を管内市町に提供し、健康課題についての認識を共有することにより、関係市町との協働による効果的かつ効率的な保健事業の推進を図ることを目的とする。

3 委託期間等

- (1) 契約締結の日から令和7年3月31日までを契約期間とする。
- (2) 各業務の作業等の詳細なスケジュールについては別途協議を行う。

4 基本的な考え方

本業務を実施する際の基本的な考え方は以下のとおりとする。なお、受託者は国等が公開している資料等から積極的な情報収集に努めるとともに、積極的にデータ分析に活用すること。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律、同法に基づく保健事業の実施等に関する指針等に沿った内容とすること。
- (2) 「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」、「保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き」、厚生労働省等が実施する検討会資料、各種通知等最新の情報や数値の指標を反映させること。
- (3) 兵庫県後期高齢者医療広域連合広域計画、国が掲げる「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」、兵庫県の「健康づくり推進プラン（第3次）」等との整合性を図ること。
- (4) 高齢者の健康・医療情報の動向や地域特性を把握し、分析及び課題の明確化を行うこと。

5 業務の概要

レセプトデータ・被保険者情報・後発医薬品差額通知対象者（以下「差額通知対象者」とする。）一覧等を突合した後に、医療費データベースを構築し、被保険者の健康状態や疾患構成、医療費の現状を分析把握し、課題を明確にするとともに、広域連合が現在策定しているデータヘルス計画の事業評価や、市町が実施する各種保健事業において、その課題に対する効果的かつ効率的な事業展開を考察するために必要なデータの分析を行う。

6 提供データ

広域連合は委託契約締結後、次のデータについて速やかに提供を行う。

(1) レセプトデータ

令和5年4月診療分～令和6年3月診療分

- ・医科：21_RECDEINFO_MED.CSV
- ・DPC：22_RECDEINFO_DPC.CSV

・歯科：23_RECDEINFO_DEN.CSV

・調剤：24_RECDEINFO_PHA.CSV

※本業務に係るレセプト件数概算 約 28,000,000 件/12 か月

(2) 被保険者情報

(3) 令和5年度差額通知対象者一覧（切り替え可能な先発医薬品を使用した被保険者で、その医薬品コード、被保険者番号等を含むエクセルデータ）

・令和5年9月送付分30,000人

(4) 行政区コード一覧及び市町区分表

(5) 外字フォントファイル

(6) その他受託者と協議の上必要となる情報

7 本業務の詳細

(1) データベースの構築

広域連合が受託者に提供するデータを元に、データベースを構築する。このデータベースは下記のとおりとする。

(ア) レセプトに記載されたすべての傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料など）を正しく結び付け、傷病名毎の医療費を算出した精度の高いデータベースとすること。また、実際には治療されていない傷病名に医療費集計されることのないようにすること。ただし、本件業務目的の達成が可能であれば、上記手法に限定するものではない。

(イ) レセプトに記載されている未コード化傷病名をコード化し、傷病名数全体に対する未コード化傷病名の割合を3%未満とし、精度の高いデータベースにすること。

(2) 現状分析

前述のデータベースを用いて、下記の分析を行うこと。

(ア) 疾病別医療費統計

厚生労働省が定める疾病分類表「大分類・中分類（121分類）」毎の医療費・レセプト件数・患者数の統計資料を作成し、医療費の全体像と疾患構成及び疾病別の割合を算出すること。

(イ) 高額なレセプトの疾病傾向分析

医療費が高額化している疾病のうち、予防可能な疾病を特定するため、80,000点以上の高額なレセプトに着目し要因となる主要疾病や高額薬剤の使用状況等を明確にし、医療費、人数、割合を算出すること。

(ウ) 生活習慣病に係る医療費の状況

効率的かつ効果的な保健事業を行うため、生活習慣病にかかるレセプト件数、医療費、人数、割合を算出すること。

(エ) 人工透析患者及び糖尿病患者に関する分析

人工透析患者については、血液透析だけではなく腹膜透析も含めた分析による医療費、人数、割合を算出すること。

糖尿病患者については、レセプトの傷病名や診療行為・投薬の状況から階層化分析による医療費、人数、割合を算出すること。

(オ) フレイルに係る分析

フレイルに係る傷病名や診療行為・投薬の状況等を明確にするとともに、フレイルに関連する疾病別の医療費、人数、割合を算出すること。

(カ) 歯科医療費に係る分析

歯科に係る医療費の状況や歯科の医療費と生活習慣病に係る医療費との関連について医療費、人数、割合を算出すること。

(キ) 受診行動適正化に関する分析

重複・頻回受診者、重複服薬者等について、その要因となる疾病や薬剤、人数、割合を算出すること。

(ク) 後発医薬品に係る分析

①調剤レセプト全体にかかる後発医薬品の数量シェア及び金額シェアを算出すること。

②令和5年度差額通知対象者に係る後発医薬品への切り替え率、通知した月から起算して5か月間の切り替え効果額（保険者負担額ベース）について算出すること。切り替え率については、通知した効果額毎（100円毎）に通知人数及び切り替えた人数についても算出すること。

③令和5年度差額通知対象者に係る薬効分類毎の通知者数、切り替え率を算出すること。

④令和5年度差額通知対象者のうち、通知した月から起算して5か月間において、一度は後発医薬品に切り替えたものの、従前の先発医薬品の使用を再開した人数を算出するとともに、使用されなくなった後発医薬品を特定すること。

(3) 分析結果の比較資料の作成

現状分析を実施した医療費情報について、行政区コード別（41市町及び神戸市10区支所）及び地域別の分析結果資料を作成すること。また、現状分析のうち（イ）から（オ）については、市町ごとに県平均及び県内における同規模市町との比較資料を作成すること。同規模市町とは、県内で被保険者数2万人以上の市の平均、県内で被保険者数2万人未満の市の平均、県内の町平均のいずれかとし、比較対象とする区分は市町区分表により指定する。なお、この仕様書7（2）（ク）については行政区コード別及び同規模市町との比較のための資料作成は不要とする。

なお、地域については以下のとおりとする。

- ・神戸地域（神戸市）
- ・阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
- ・阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）
- ・東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）
- ・北播磨地域（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）
- ・中播磨地域（姫路市、市川町、福崎町、神河町）
- ・西播磨地域（相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町）
- ・但馬地域（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）
- ・丹波地域（丹波篠山市、丹波市）
- ・淡路地域（洲本市、南あわじ市、淡路市）

(4) 課題把握と保健事業に対する支援・助言

(2) の分析結果に基づいて当広域連合及び41市町及び神戸市10区支所の課題把握と保健事業及び後発医薬品の切り替え率向上のための支援・助言等の具体的な提案等を行うとともに、令和5年度後発医薬品差額通知の効果分析に係る資料を作成すること。

(5) 分析結果の報告

(2) から(4) の事項について、広域連合に対して対面により報告会を行うこと。

また、広域連合が管内市町に対して分析結果を報告する際に、広域連合から依頼があった場合には、これに協力し報告すること。

8 成果物と提出期限

(1) 成果物の納品

分析結果を取りまとめたものを、次のとおり納品すること。

(ア) 医療費等分析製本物【県全体版】(A4版、カラー両面印刷) 1部

(イ) 医療費等分析製本物【市町版】(A4版、カラー両面印刷) 41市町×1部

※市町ごとに作成。

(ウ) 医療費分析電子媒体(CD、DVD及びUSBその他の媒体等であって、PowerPoint、Excel及びPDF形式で作成されたものをいう。以下同じ)

(エ) 医療費分析過程で得られた統計結果の電子媒体

(オ) 市区町別等医療費比較電子媒体

(カ) 市区町別等医療費比較分析過程で得られた統計結果の電子媒体

(2) 成果物納入場所

〒650-0021 兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号

兵庫県後期高齢者医療広域連合 総務課内 (hokenziguyou@kouiki-hyogo.jp)

(3) 受託者は、広域連合から提供されたデータに基づき、(1)の成果物について下記期限までに広域連合に対面により報告するものとする。報告の場所は広域連合の事務所とする。

・中間報告 令和6年12月27日までにを行うこと。中間報告における報告内容については協議の上決定する。

・最終報告 令和7年3月14日までにを行うこと。最終報告における報告内容については成果物に対する報告とする。

(4) 成果物における図表やグラフ等の詳細については、令和6年12月20日までに、双方協議のうえ、確定させるものとする。協議の場所は広域連合の事務所とする。但し、広域連合が認める場合は電子メール等での協議でも可とする。

9 個人情報の保護及びセキュリティ対策

受託者は、本業務に関して個人情報等を取り扱うため、「個人情報の保護に関する法律」、別記「個人情報等取扱特記事項」、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ基本方針及び兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ対策基準を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報保護に必要な措置を講じなくてはならない。

これらの措置を講じるにあたり、以下の(1)から(8)の事項に留意しなくてはならない。

(1) 情報セキュリティ等に関する計画書の提出

受託者は広域連合から最初に個人情報等が提供される前に、次に掲げる事項が記載された書類を広域連合に提出しなくてはならない。

①当業務履行場所の住所、位置

②受託者の通常の連絡先及び緊急時の連絡先

③個人情報の運搬方法

④運搬用の施錠可能なケースの施錠・開錠管理者

⑤個人情報の盗難や紛失などの事故が発生した場合に備えた事業継続計画書

(2) 運搬方法

個人情報等を保存した電子媒体等の搬出入及び搬送については、飛散、誤送、毀損、紛失等が発生しないよう十分な対策を講じることとし、事前に広域連合に承認を得た上で、以下のとおり行うものとする。

①施錠可能なケース

受託者は施錠できるケースを用意し、これを本業務にかかる電子媒体等の受け渡しに使用すること。

②施錠・開錠管理者の指定及び施錠・開錠の記録

受託者は、上記①のケースの発送・受領に伴う施錠・開錠を管理する者を予め指定し、施錠・開錠に係る記録簿を作成すること。

③配送サービスの利用

受託者は、上記①のケースの運搬を通信事業者による差出人及び受領人が特定でき、かつ配送状況が追跡できるセキュリティサービスが付加された配送サービスを利用すること。

④電子データの暗号化

広域連合と受託者の間で受け渡しを行う電子データについては、すべて暗号化を行った上で格納し、パスワードは別途連絡しあうこと。

(3) 業務履行場所

本業務に係る個人情報等を取り扱う部屋にはオートロック、暗証番号、電子キー、生体認証等により関係者以外の立ち入りを禁止すること。

(4) 保管場所

本業務に係る個人情報等は、施錠が可能な保管庫に保管すること。

作業のため個人情報等をサーバ、ハードディスク等（以下「電子機器」という。）に保存する場合、(3)の業務履行場所同様、入退室者が管理できる施錠された部屋に設置し、移動が不可能なようにネジ、チェーン等で固定する措置を講じること。

(5) 電子機器の管理

①当該業務にかかる個人情報等を保存した電子機器は外部ネットワークに接続してはならない。

②電子機器に個人情報等にかかるデータを保存する場合は、全てパスワード等を設定し暗号化しなくてはならない。

③本業務に必要な場合を除き、電子機器から個人情報等にかかるデータを印刷及び外部媒体に出力してはならない。これを担保するため、データの出力状況を全て記録し、これを適正に管理すること。また、この記録を契約終了又は解除後5年間保管し、広域連合の求めがあれば提供すること。

(6) 個人情報の破棄

受託者は、契約が終了もしくは解除されたときは、本業務に使用した個人情報等を以下のとおり確実に破棄すること。

①記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法により廃棄しなければならない。

②電子機器に記録された個人情報等を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報等が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

③個人情報等を破棄したときは、完全に廃棄した旨の証明書（情報項目、媒体名、量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、破棄又は消去の年月日が記載された書面）を広域連合に提出しなければならない。

④消去又は破棄に際し、広域連合から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(7) 広域連合による監査、検査

受託者の個人情報の管理状況を確認するため、定期的又は広域連合が必要と認めた場合は随時、受託者の業務履行場所等へ立入検査を実施するものとし、受託者は、この立入検査に協力しなくてはならない。

(8) 事故発生時の報告義務等

- ①受託者は、この契約の履行において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。
- ②広域連合は、本業務の履行において事故が発生したときは、事故の事実関係その他の事項の公表を行うことができる。

10 目的外使用の禁止

本業務の目的以外で、本業務のため広域連合が提供したデータ及び受託者が広域連合に提出するため作成したデータ等を使用・複製すること及び第三者へ提供することを禁止する。

11 業務上知り得た情報の守秘義務

本業務を実施する中において知り得た情報を受託者以外の者に漏らしてはならない。

12 再委託の制限

受託者は、本業務を第三者に委託することはできない。

ただし、上記9(2)③による配送を除くこととし、これらの業務については、事前に広域連合から文書により承認を得た場合のみ再委託できるものとする。

13 費用の負担

以下の費用は受託者の負担とする。

- (1) 広域連合が受託者に提供するデータ、及び受託者が広域連合に提出する成果物等のデータを格納する電子媒体(CD-ROM等)。
- (2) 業務履行場所と広域連合の事務所との間の、広域連合が受託者に提供するデータ及び受託者が広域連合に提出する成果物等にかかる運搬経費。
- (3) 電子媒体の受け渡しの運搬に使用する施錠可能な金属製のケース。
- (4) 受託者が広域連合に報告又は協議を行うために生じた経費。

14 委託料の支払方法等

広域連合は、受託者に対し委託料として履行確定後の請求に基づき支払う。

15 留意事項

受託者は、本業務の実施にあたって、次の事項に留意すること。

- (1) 成果物の作成について特許等が存在する場合は、受託者がその使用許諾等の責任を負うこと。
- (2) 成果物に係る所有権は、すべて広域連合に帰属すること。

16 その他

- (1) 本仕様書に基づき締結される業務委託契約の内容が履行されない状況が生じた場合や、文書により業務改善を通知したものが一定期間過ぎても改善が図られないとき及び、個人情報

等取扱特記事項に記載する情報の漏えい等が発生した場合は、広域連合は契約を解除し、それによって生じた損害については受託者が賠償する責任を負うものとする。

- (2) この仕様書に定めのない事項又は作業内容に疑義が生じた場合は、広域連合及び受託者の両者がその都度協議し定めるものとする。